

○厚生労働省告示第三百二十二号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十五条第三項の規定に基づき、不整地運搬車特定自主検査基準を次のように定め、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十二月二十四日

厚生労働大臣 上野賢一郎

不整地運搬車特定自主検査基準

- 一 この告示は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十五条第三項の規定による特定自主検査のうち、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第百五十一条の五十六第一項に定める特定自主検査（次号において単に「特定自主検査」という。）について適用する。

- 二 特定自主検査は、次の表の左欄に掲げる検査対象の構造及び装置の区分に応じ、同表の中欄に掲げる検査方法による検査の結果が、同表の右欄に掲げる判定基準に適合していることを確認することにより行わ

なければならぬ。

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
1 原動機（ディーゼルエンジンに限る。）	(1) 本体	a 始動性	① エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。
			② 予熱栓がある場合は、作動の適否を調べる。
		b 回転の状態	① アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる（非電子制御式のエンジンに限る。）。
			② アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる（電子制御式のエンジンに限る。）。
			③ エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。
		c 排気の状態	① エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。
			② 排気管の取付け部、マフラー本体、継手部等からのガス漏れの有無を調べる。
		d エアクリーナー	① ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みの有無を調べる。
			② エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。
			③ 油量及び油の汚れの有無を調べる（オイルバス式のエアクリーナーに限る。）。
		e 締付け	シリンダーヘッド及びマニホールドの締付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れ及び水漏れが認められない場合は、この検査を省略することができる。

	f 弁すき間	① 弁すき間を調べる（非電子制御式のエンジンに限る。）。 ただし、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略することができる。	① 弁すき間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		② 弁すき間について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる（電子制御式のエンジンに限る。）。	② 異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
	g 圧縮圧力	① 圧縮圧力を調べる（非電子制御式のエンジンに限る。）。 ただし、アイドリング時及び加速時の回転の状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	① 圧縮圧力が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		② 圧縮圧力について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる（電子制御式のエンジンに限る。）。	② 異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
	h 過給機	① アイドリング時から高速回転時までの異常振動及び異音の有無を調べる。	① 異常振動及び異音がないこと。
		② 本体（吸排気管接続部を含む。）からのガス漏れの有無を調べる。	② ガス漏れがないこと。
	i エンジンマウント	① ブラケットの亀裂及び変形の有無を調べる。	① 亀裂及び変形がないこと。
		② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
		③ 防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。	③ 損傷及び劣化がないこと。
	(2) 潤滑装置	① オイルパン内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	① 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		② ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
		③ エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は、この検査を省略することができる。	③ 著しい汚れ及び損傷がないこと。
	(3) 燃料装置	① 燃料タンク、燃料ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。	① 燃料漏れがないこと。

		② 燃料ホースの損傷及び劣化の有無を調べる。	② 損傷及び劣化がないこと。
		③ 燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。 ただし、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は、この検査を省略することができる。	③ 著しい汚れ及び目詰まりがないこと。
(4) 冷却装置		① 冷却水の量及び汚れの有無を調べる。	① 水量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		② ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィンの目詰まりの有無を調べる。	② 水漏れ及び目詰まりがないこと。
		③ ホースのひび割れその他損傷及び劣化の有無を調べる。	③ ひび割れその他損傷及び劣化がないこと。
		④ ラジエーターキャップのバルブ機能の異常の有無を調べる。	④ 正常に機能すること。
		⑤ ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。	⑤ 損傷がないこと。
		⑥ ファンベルトの緩みを調べる。	⑥ 張り具合が適正であること。
		⑦ ファンベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。	⑦ 著しい摩耗及び損傷がないこと。
		⑧ 冷却ファン、カバー、ダクト等の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	⑧ 亀裂、損傷及び変形がないこと。
		⑨ 冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑨ 緩み及び脱落がないこと。
(5) 電気装置	a 充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の異常の有無を調べる。	機能に異常がないこと。
	b バッテリー	① 電解液の量が規定の範囲にあるかを調べる。 ただし、液量を確認できない構造のバッテリーについては、インジケータの表示確認又は電圧測定により、バッテリーの充電状態を確認すること。	① 電解液の量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。 インジケータの表示確認又は電圧測定による場合は、表示又は測定値が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
		② 端子部の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	② 緩み、損傷及び著しい腐食がないこと。
	c 配線	① 接続部の緩みの有無を調べる。	① 緩みがないこと。
		② 損傷の有無を調べる。	② 損傷がないこと。

	(6) エアコンプレッサー		① コンプレッサーを作動させて異常振動及び異音の有無を調べる。	① 異常振動及び異音がないこと。
			② コンプレッサー及び周辺機器各部からのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。	② エア漏れ及び油漏れがないこと。
			③ エアタンク等のドレンコックを開いて水が溜まっていないかを調べる。	③ 水が溜まっていないこと。
			④ アンローダー機能の適否を調べる。	④ 上限規定圧力で無負荷運転になり、下限規定圧力で負荷運転になること。
2 原動機（ガソリンエンジンに限る。）	(1) 本体	a 始動性	エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	始動が容易で、かつ、異音がないこと。
		b 回転の状態	この表の「1 原動機（ディーゼルエンジンに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		c 排気の状態		
		d エアクリーナー		
		e 締付け		
		f 弁すき間		
		g 圧縮圧力		
		h 過給機		
		i エンジンマウント		
	(2) 潤滑装置		この表の「1 原動機（ディーゼルエンジンに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(3) 燃料装置		① 燃料タンク、噴射ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。	① 燃料漏れがないこと。	
		② 燃料ホースの損傷及び劣化の有無を調べる。	② 損傷及び劣化がないこと。	
		③ 燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。 ただし、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は、この検査を省略することができる。	③ 著しい汚れ及び目詰まりがないこと。	
(4) 高圧ガス燃料装置		① 導管及び接続部についてガス漏れの有無を調べる。	① ガス漏れがないこと。	
		② 導管及び接続部の亀裂及び損傷の有無を調べる。	② 亀裂及び損傷がないこと。	
		③ ガスボンベ取付け金具及びクランプの緩み及び損傷の有無を調べる。	③ 緩み及び損傷がないこと。	

	(5) ブローバイガス還元装置		① メターリングバルブに負圧をかけ、バルブの作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。
			② メターリングバルブ及び配管の詰まり及び損傷の有無を調べる。	② 詰まり及び損傷がないこと。
	(6) 冷却装置		この表の「1 原動機（ディーゼルエンジンに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(7) 点火装置		① ディストリビューターのキャップの亀裂の有無を調べる。	① 亀裂がないこと。
			② 高圧コード端部の損傷の有無及びディストリビューターへのはめ込みの適否を調べる。	② 損傷がなく、かつ、はめ込みが正常であること。
			③ コンタクトポイント間の隙間並びに接触面の焼損及び突起の有無を調べる。	③ 隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、焼損及び突起がないこと。
			④ 点火プラグの電極及びがい子の汚れ、焼損及び破損の有無を調べる。	④ 汚れ、焼損及び破損がないこと。
			⑤ フルトランジスターユニットの取付け部の緩み及び損傷並びに端子の緩みの有無を調べる。	⑤ 緩み及び損傷がないこと。
			⑥ 点火時期を調べる。	⑥ 点火時期が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	(8) 電気装置	a 充電装置 b バッテリー c 配線	この表の「1 原動機（ディーゼルエンジンに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3 動力伝達装置	(1) 主クラッチ		① アイドリング状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるとともに、トランスミッションを変速し、クラッチの切れ具合を調べる。	① 異音がなく、かつ、クラッチが完全に切れること。
			② クラッチを徐々に接続し、発進の具合を調べる。	② 滑りがなく、かつ、接続が円滑であること。
	(2) クラッチペダル又はインチングペダル		① 操作してペダルの重さ及び戻り具合を調べる。	① 重さ及び戻り具合が適正であること。
			② ペダルの遊び及びクラッチが完全に切れたときのペダルと床面との隙間を調べる。	② ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が過大又は過小でないこと。
	(3) クラッチケース		① ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	① 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
			② ケースからの油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
	(4) イナーシャブレーキ		アイドリング状態でクラッチを切り、イナーシャブレーキの作動の適否を調べる。	正常に作動すること。

(5) 駆動用ベルト	① ベルトの緩みを調べる。	① 張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	② 外観の損傷及び汚れの有無を調べる。	② 損傷及び油脂類の付着等の汚れがないこと。
(6) カップリング	① 連結部取付けボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。 ただし、カップリングを露出させ、又は目視することが困難な構造の場合は、作動中に異音その他異常の有無を調べることによることができる。	① 緩み、損傷及び脱落又は異音その他異常がないこと。
	② 取付け部ゴムカップリングの変形、劣化及びがたの有無を調べる。	② 変形、劣化及びがたがないこと。
(7) ユニバーサルジョイント	① エンジンを低速から高速まで急加減速させて、異常振動及び異音の有無を調べる。	① 異常振動及び異音がないこと。
	② シャフトの曲がり、スプライン部の摩耗並びにジョイント部の損傷及びがたの有無を調べる。	② 曲がり、摩耗、損傷及びがたがないこと。
	③ 連結部のボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み、損傷及び脱落がないこと。
(8) トランスミッション	① レバーを前進又は後進に入れ、車体を駆動させて作動の適否並びにレバーの抜け、異音及び異常発熱の有無を調べる。	① 正常に作動し、かつ、レバーの抜け、異音及び異常発熱がないこと。
	② ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
	③ ケースからの油漏れの有無を調べる。	③ 油漏れがないこと。
(9) 操向クラッチ（横軸を含む。）	① 走行させて操向レバー又はペダルを操作し、作動の適否を調べる。	① 異音及び滑りがなく、かつ、確実に作動すること。
	② レバーを操作し、遊び及び引きしろの適否を調べる。	② 遊び及び引きしろが適正であること。
	③ レバーを操作し、ロッド、リンク、軸受部及び接続部のがた並びに各ピンの腐食の有無を調べる。	③ がた及び腐食がないこと。
	④ ケース内の油量を調べる。	④ 油量が適正であること。
	⑤ 油の汚れの有無を調べる。	⑤ 著しい汚れがないこと。
	⑥ ケースからの油漏れの有無を調べる。	⑥ 油漏れがないこと。
(10) ファイナルドライブ（H S Tの走行減速機を含む。）	① 両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音及び異常発熱の有無を調べる。	① 異音及び異常発熱がないこと。

4 走行装置 (クローラ式に限る。)		② ケース内の油量を調べる。	② 油量が適正であること。
		③ 油の汚れの有無を調べる。	③ 著しい汚れがないこと。
		④ ケースからの油漏れの有無を調べる。	④ 油漏れがないこと。
	(11) 車軸ケース（チェーンケースを含む。）（ホイール式に限る。）	① エンジンをフル回転の状態で行進させ、及び後進させ、異音の有無を調べる。	① 異音がないこと。
		② 亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	② 亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
		③ ケース内の油量を調べる。	③ 油量が適正であること。
		④ 油の汚れの有無を調べる。	④ 著しい汚れがないこと。
		⑤ カバー取付け面及び車軸周辺からの油漏れの有無を調べる。	⑤ 油漏れがないこと。
		⑥ ケース取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑥ 緩み及び脱落がないこと。
	(1) 起動輪及び遊動輪	① 亀裂、変形及び磨耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂、変形及び著しい磨耗がないこと。
		② 走行させて起動輪及び遊動輪軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。	② 異音及び異常発熱がないこと。
		③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。
		④ 軸部からの油漏れの有無を調べる。	④ 油漏れがないこと。
	(2) 上下転輪（別名上部ローラー及び下部ローラー）（滑り板を含む。）	① 亀裂、変形及び磨耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂、変形及び著しい磨耗がないこと。
		② 走行させて軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。	② 異音及び異常発熱がないこと。
		③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。
		④ ローラー軸部周辺からの油漏れの有無を調べる。	④ 油漏れがないこと。
		⑤ 走行させ、ローラーブラケットの首振り動作の適否を調べる。	⑤ 地盤の凹凸にしたがって、円滑に作動すること。
	(3) 履帯（別名クローラベルト）	① シューの亀裂、変形及び磨耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂、変形及び著しい磨耗がないこと。
		② シューボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
		③ リンク及びブシュの亀裂及び磨耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	③ 亀裂及び著しい磨耗がないこと。

		④ 履帯の張り具合を調べる。	④ 張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		⑤ トラックピンの抜出しの有無を調べる。	⑤ 抜出しがないこと。
	(4) ゴム履帯	① スチールコードの切断及び損傷の有無を調べる。	① 切断及び著しい損傷がないこと。
		② ゴムの欠け、劣化及び摩耗の有無を調べる。	② 著しい欠け、劣化及び摩耗がないこと。
		③ 芯金の脱落の有無を調べる。	③ 芯金の脱落がないこと。
		④ 履帯の張り具合を調べる。	④ 張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	(5) 履帯調整装置	① グリースタイプのものにあつては、調整装置のシリンダー内にグリースを注入し、スクリュタイプのものにあつては、調整ねじを回転させて装置の作動具合を調べる。	① 正常に作動すること。
		② 調整ボルト、ナット、ロッド及びヨークの亀裂、変形、腐食及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	② 亀裂、変形、腐食及び著しい摩耗がないこと。
		③ 調整シリンダーからの油漏れの有無を調べる。	③ 油漏れがないこと。
	(6) トラックフレーム	① 亀裂、変形、損傷及びしゅう動部の摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂、変形、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
5 走行装置 (ホイール式に限る。)	タイヤ (ホイールを含む。)	① 空気圧を調べる。	① 空気圧が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		② 亀裂、損傷及び偏摩耗の有無を調べる。	② 走行上支障となる亀裂、損傷及び偏摩耗がないこと。
		③ 溝の深さを調べる。	③ 著しい摩耗がないこと。
		④ 金属片、石その他異物のかみ込みの有無を調べる。	④ 異物のかみ込みがないこと。
		⑤ ホイールのナット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤ 緩み及び脱落がないこと。
		⑥ リム、サイドリンク及びホイールディスクの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	⑥ 走行上支障となる亀裂、損傷及び変形がないこと。

		⑦ 走行させ、若しくは、車輪を浮かせて駆動させ、又は手動させ、ホイールベアリング部のがた、異音及び異常発熱の有無を調べる。	⑦ がた、異音及び異常発熱がないこと。
6 操縦装置	操作レバー、操向レバー及び荷役レバー	レバーを操作してストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、かつ、著しいがたがないこと。
7 制動装置	(1) 走行ブレーキ	① ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床面との隙間を調べる。	① ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が過大又は過小でないこと。
		② 走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	② 効き具合が適正であり、片効きがなく、かつ、不整地運搬車構造規格（平成2年労働省告示第69号）第3条第2項の規定に適合すること。
	(2) 駐車ブレーキ	① レバーを最大限に引いた状態で、引きしろの余裕の有無を調べる。	① 引きしろに余裕があること。
		② 無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で、駐車ブレーキの効き具合を調べる。	② 効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。
		③ レバーの引く力又はペダルの踏力及びレバー又はペダルの戻り具合を調べる。	③ レバーの引く力又はペダルの踏力が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、レバー又はペダルの戻り具合が正常であること。
		④ 爪及びラチェット部の損傷及び摩耗の有無を調べる。	④ 損傷及び著しい摩耗がないこと。
	(3) ロッド、リンク及びケーブル類	① 損傷の有無及びクランプの緩みの有無を調べる。	① 損傷及び緩みがないこと。
		② ブレーキを作動させ、連結部の緩み及びがた並びに割りピンの欠損の有無を調べる。	② 緩み及びがたがなく、かつ、割りピンの欠損がないこと。
	(4) ペダルロック（クローラ式に限る。）	① ペダルを踏み込み、足を離したときの作動の適否を調べる。	① 確実にロックされていること。
		② ロック状態におけるブレーキの効き具合を調べる。	② ブレーキが十分に効いていること。
		③ ロック部の損傷及び摩耗の有無を調べる。	③ 損傷及び著しい摩耗がないこと。
8 荷役装置	荷台、テールゲート及びサイドゲート	① 荷台の上下並びにテールゲート及びサイドゲートの開閉の動作の適否を調べる。	① 円滑に作動すること。
		② ダンプ時にテールゲートが自動的に開放し、下降時にロックするかを調べる。	② 開放が滑らかで、かつ、確実にロックできること。

		③ 各部の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	③ 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		④ 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	④ ボルトの緩み及び脱落がないこと。
		⑤ 荷台を上下させ、フレームと荷台との取付けピン、ダンブシリンダー取付けピン等のがたを調べる。	⑤ 各ピン部に著しいがたがないこと。
9 油圧装置	(1) 作動油タンク	① タンク取付け部及び外周壁面の溶接部並びにカバー、継手、油面計等の接続部からの油漏れの有無を調べる。 加圧式タンクの場合は、その安全弁を含め、エア漏れの有無を調べる。	① 油漏れ及びエア漏れがないこと。
		② 機械を水平な場所に置き、油量及び油の汚れの有無を調べる。 ただし、製造者が定める方法によりオイル管理を行っている場合は、油の汚れの有無の確認を省略することができる。	② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③ ブリーザーの目詰まりの有無を調べる。	③ 目詰まりがないこと。
		④ ブラケットの取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④ 取付け状態が適正で、かつ、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
	(2) フィルター（サクションフィルター、リターンフィルター、ラインフィルターに限る。）	① フィルターエレメントを取り出し、汚れ、目詰まり及び損傷の有無を調べる。 ただし、フィルターエレメントについて、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は、この検査を省略することができる。	① 汚れ、目詰まり及び損傷がないこと。
		② フィルターケース、取付けフランジ、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
	(3) 配管（ホース類、高圧パイプに限る。）	① 亀裂、ひび割れその他損傷、劣化及びねじれの有無を調べる。	① 亀裂、ひび割れその他損傷、劣化及びねじれがないこと。
		② 継手部からの油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
		③ 取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 取付け状態が適正で、かつ、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。

(4) 油圧ポンプ（駆動装置を含む。）		① パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。	① 油漏れがないこと。
		② 油圧ポンプを作動させ、無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	② 異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
		③ 油圧ポンプに負荷をかけて、負荷時の吐出量及び吐出圧力を調べる。 ただし、②の検査の結果、異常振動、異音及び異常発熱がない場合は、この検査を省略することができる。	③ 吐出量及び吐出圧力が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
(5) H S T 用ポンプ付属弁	a ポンプコントロール弁	① 前進、後進及び中立の切換えが円滑に行えるかを調べる。	① 切換えが円滑であること。
		② 中立位置の適否を調べる。	② ポンプの中立位置と一致し、中立位置で機械が静止していること。
		③ 接合部及びシール部からの油漏れの有無を調べる。	③ 油漏れがないこと。
	b プレッシャーオーバーライド弁	① プレッシャーオーバーライド弁の作動圧をかけ、ポンプの吐出量を調べる。	① 吐出量が0になること。
		② 接合部からの油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
(6) 油圧モーター		① パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。	① 油漏れがないこと。
		② 油圧モーターを作動させ、無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	② 作動状態に異常がなく、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
(7) 油圧シリンダー		① 油圧シリンダーの作動の適否を調べる。	① 円滑に作動すること。
		② 数回伸縮させた後、シール部からの油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
		③ 負荷をかけて静止させ、シリンダーの伸縮量を調べる。	③ 伸縮量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		④ シリンダーチューブ及びロッドの打痕、亀裂、曲がり及び擦り傷の有無を調べる。	④ 打痕、亀裂、曲がり及び擦り傷がないこと。
(8) 方向制御弁（コントロール弁、パイロットコントロール弁を含む。）		① スプールを動かし、円滑に作動するか調べる。	① 円滑に作動すること。
		② 油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
		③ 取付け状態を調べる。	③ 取付け状態が適正であること。

	(9) 電磁弁	① 電磁弁を作動させて、異音及び異常発熱の有無並びに作動の適否を調べる。	① 異音及び異常発熱がなく、かつ、正常に作動すること。
		② 油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
	(10) 圧力制御弁（安全弁、減圧弁、シーケンス弁、カウンタバランス弁、アンロード弁、ブレーキ弁を含む。）	① アクチュエーターを作動させる等により負荷をかけ、作動の適否を調べる。	① 圧力制御弁が正常に作動すること。
		② 油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
	(11) 流量制御弁（絞り弁、フローコントロール弁、デバイダー弁を含む。）	① アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。	① 流量制御弁が正常に作動すること。
		② 油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
	(12) 逆止め弁（チェック弁、パイロットチェック弁、シャトル弁を含む。）	① アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。	① 逆止め弁が正常に作動すること。
		② 油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
	(13) オイルクーラー	① 暖機運転の後、油温の適否を調べる。	① 冷却効果が適正であること。
		② フィンの目詰まり並びにパイプの変形及び破損の有無を調べる。	② 目詰まり、著しい変形及び破損がないこと。
		③ 油漏れの有無を調べる。	③ 油漏れがないこと。
		④ ファンベルトの緩みを調べる。	④ 張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		⑤ ベルトの損傷及び摩耗の有無を調べる。	⑤ 損傷及び著しい摩耗がないこと。
		⑥ 電動式にあつては、モーターの異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	⑥ 異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
10 車体関係	(1) 車枠及び車体	① 亀裂及び変形の有無を調べる。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。
		② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
	(2) キャブ	① 亀裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。	① 亀裂、著しい変形、腐食及び雨漏りがないこと。
		② ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。	② 開閉状態並びにロック及びキーに異常がないこと。
		③ ガラスのがた及び破損の有無を調べる。	③ がた及び破損がないこと。
	(3) 座席	① 調整・ロック装置の作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。
		② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。

(4) シートベルト	① ベルトの損傷の有無を調べる。	① 損傷がないこと。
	② シートベルトを締め、バックルの巻取装置のロックの状態を調べる。	② 正常にロックされること。
	③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。
	(5) 昇降設備及び滑り止め	① 亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。
		② 緩み及び脱落がないこと。
	(6) 表示板	不整地運搬車構造規格第 5 条及び第 12 条に規定する事項が表示された表示板の損傷の有無及び取付け状態を調べる。 損傷がなく、かつ、適正に取り付けられていること。
	(7) スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器を含む。）	① 各スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。
		② 各灯火類のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。
	(8) 計器類（油圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計を含む。）	正常に作動すること。
	(9) 後写鏡及び反射鏡	汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。 汚れ及び損傷がなく、かつ、写影が正常であること。
	(10) レバーロック	ロックの効き具合並びに損傷及び変形の有無を調べる。 効き具合が正常で、かつ、損傷及び変形がないこと。
	(11) 荷台降下防止装置	① 荷台を上げて装置の取付け状態を調べる。
		② 曲がり及び変形の有無を調べる。
		③ 安全支柱、ストッパー等の取付け部の亀裂及び損傷の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。
(12) 給油脂	① 各部の給油脂状態を調べる。	① 給油脂が十分であること。
	② 自動給油脂装置の作動の適否を調べる。	② 正常に作動すること。
(13) 離席時誤操作防止装置（走行用、荷役用のものに限る。）	作動させて機能を調べる。	正常に機能すること。
11 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。